

仕 様 書

令和8年度 土地改良技術事務所 事業系廃棄物収集運搬処分業務は下記の仕様による。

1 履行場所

京都市伏見区深草大龜谷大山町官有地
近畿農政局土地改良技術事務所

2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

3 業務種別

事業系廃棄物（一般廃棄物及び産業廃棄物）の収集、運搬、処分業務

4 一般事項

（1）法令の遵守

作業に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）及びその他関係法令を遵守するものとする。また、京都市において、一般廃棄物収集運搬業に関する許可、産業廃棄物収集・運搬業及び処分業に関する許可を得ていること。

（2）作業の安全確保等

- ① 作業に当たっては、労働安全衛生法に基づく所定の措置を講じるとともに、建物、器物等に損害を与えないよう、また、職員や来庁者等の安全を確保して実施すること。
- ② 作業上の事故（建物の損傷等を含む）については、受注者の責任において措置し、事後速やかに監督職員に報告するものとする。
- ③ 庁舎内廃棄物置き場周辺の衛生にも注意するものとする。

（3）機密保持

受注者は、業務上知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。

5 業務内容

（1）作業内容

事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の区分については、京都市パンフレット「廃棄物の処理ガイドブック」事業系廃棄物の分類早見表によるものとする。

① 事業系一般廃棄物について

- ・近畿農政局土地改良技術事務所事務所庁舎内にある廃棄物置き場から、京都市内クリーンセンターまでの収集運搬を行うものとする。

- ・ゴミ処理手数料については、受注者負担とする。

② 産業廃棄物について

- ・ここでいう産業廃棄物とは、廃プラスチック類(容器包装・廃プラスチック製品)・缶類・びん類・ペットボトル類をいう。
- ・近畿農政局土地改良技術事務所事務所庁舎内にある廃棄物置き場からリサイクル処理を行う施設までの収集運搬及び、処分を行うものとする。
- ・処分完了後、本業務に係るマニュフェストを法第12条の3に基づき発注者へ提出するものとする。
- ・法第12条第5項に基づく収集運搬委託契約書及び処分委託契約書を締結するものとする。

(2) 作業日、時間

① 作業日

一般廃棄物：週1回とし、回収曜日が祝日等で閑序日と重なる場合は、その週の別日に回収するものとする。

産業廃棄物：週1回とし、回収曜日が祝日等で閑序日と重なる場合は、翌週にまとめて回収してよいこととする。

② 作業時間

9時から16時の間に行うこと。

(3) 履行確認

受注者は毎月作業終了後、別紙作業報告書を発注者に提出するものとする。

(4) 予定排出量

一般廃棄物：1回あたり約15kg 産業廃棄物：1回あたり約7kg

※予定数量については、最低数量・最大数量を保証するものではない。

6 環境配慮のチェック・要件化

(1) 主な環境関係法令の遵守

受注者（受託者）は、物品・役務（委託事業を含む）の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

① エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

② 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

③ 生物多様性への悪影響の防止

- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）

④ 環境関係法令の遵守等

・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
(平成 19 年法律第 56 号)

(2) 環境関係法令の遵守以外の取組

受注者（受託者）は、物品の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
- カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

7 その他

- 4. (1) に記載する許可証の写しを発注者に提出すること。
この仕様書に定めのなきことは発注者の指示によるものとする。

令和8年度 土地改良技術事務所 事業系廃棄物収集運搬処分業務 作業報告書

令和 年 月分

作業日	曜日	作業時間				回収ゴミ区分 ○で囲む
日 日	曜日	時	分から	時	分まで	一般廃棄物 産業廃棄物 (廃プラス等)
月 日	曜日	時	分から	時	分まで	一般廃棄物 産業廃棄物 (廃プラス等)
月 日	曜日	時	分から	時	分まで	一般廃棄物 産業廃棄物 (廃プラス等)
月 日	曜日	時	分から	時	分まで	一般廃棄物 産業廃棄物 (廃プラス等)
月 日	曜日	時	分から	時	分まで	一般廃棄物 産業廃棄物 (廃プラス等)
月 日	曜日	時	分から	時	分まで	一般廃棄物 産業廃棄物 (廃プラス等)
月 日	曜日	時	分から	時	分まで	一般廃棄物 産業廃棄物 (廃プラス等)
月 日	曜日	時	分から	時	分まで	一般廃棄物 産業廃棄物 (廃プラス等)
月 日	曜日	時	分から	時	分まで	一般廃棄物 産業廃棄物 (廃プラス等)
月 日	曜日	時	分から	時	分まで	一般廃棄物 産業廃棄物 (廃プラス等)

分任支出負担行為担当官
近畿農政局土地改良技術事務所長 殿

業務仕様書 5(3) に基づき報告します。

令和 年 月 日

受注者